

議第 6 2 号 令和 7 年人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例 について

1. 主な改正事由

令和 7 年 8 月 7 日付の人事院勧告に準じた所要の改正

2. 改正内容

改正条例第 1 条(議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)及び 改正条例第 2 条(特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正)について

期末手当支給率について、人事院勧告に準じ年間で 0.05 月分の引上げを行うもの。

令和 7 年度は、12 月分支給率を 0.05 月分引上げ、令和 8 年度以降は、6 月と 12 月支給分をそれぞれ 0.025 月分引上げ支給する。

		6 月期	12 月期
令和 7 年度	期末手当	1.825 月 (支給済み)	1.875 月 (現行 1.825 月)
令和 8 年度以降	期末手当	1.85 月	1.85 月

改正条例第 3 条(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)について

給与については、民間企業における初任給の動向を踏まえ、人事院勧告に準じ、大卒程度の初任給を 12,000 円、高卒程度の初任給を 12,300 円、それぞれ引上げる。これを踏まえて、若年層が在籍する号俸に重点を置きつつ、その他の職員も改正率を逡減させる形で給料表の引上げ改定を行う。(平均改定率：1 級 5.2%、2 級 4.2%、全体 3.3%)
また、期末手当及び勤勉手当支給率を年間で 0.05 月分引上げる。令和 7 年度は、12 月分支給率を 0.05 月分引上げ、令和 8 年度以降は、6 月と 12 月支給分をそれぞれ 0.025 月分引上げ支給する。

宿日直手当については、支給額を 300 円引上げ、自動車等使用者の通勤手当については、200 円から 7,100 円までの幅で引上げを行い、更に令和 8 年度からは 100 km 以上を上限とした新たな距離区分を新設する。

【期末・勤勉手当】

		6 月期	12 月期
令和 7 年度	期末手当	1.25 月 (支給済み)	<u>1.275 月 (現行 1.25 月)</u>
	勤勉手当	1.05 月 (支給済み)	<u>1.075 月 (現行 1.05 月)</u>
令和 8 年度 以降	期末手当	<u>1.2625 月</u>	<u>1.2625 月</u>
	勤勉手当	<u>1.0625 月</u>	<u>1.0625 月</u>

【通勤手当】

距離区分	5 km未満	5 km以上 10 km未満	10 km以上 15 km未満	15 km以上 20 km未満	20 km以上 25 km未満	25 km以上 30 km未満
手当額	2,000 円	4,200 円	7,300 円	10,400 円	13,500 円	16,600 円
距離区分	30 km以上 35 km未満	35 km以上 40 km未満	40 km以上 45 km未満	45 km以上 50 km未満	50 km以上 55 km未満	55 km以上 60 km未満
手当額	19,700 円	22,800 円	25,900 円	29,100 円	32,300 円	35,500 円
距離区分	60 km以上 65 km未満	65 km以上 70 km未満	70 km以上 75 km未満	75 km以上 80 km未満	80 km以上 85 km未満	85 km以上 90 km未満
手当額	38,700 円	42,200 円	45,700 円	49,200 円	52,700 円	56,200 円
距離区分	90 km以上 95 km未満	95 km以上 100 km未満	100 km以上	網掛け部分が令和 8 年度新設		
手当額	59,600 円	63,000 円	66,400 円			

改正条例第 4 条(王滝村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)について

任期付職員の給料月額については、一般職同様に人事院勧告に準じ、引上げ改正をし、期末手当及び勤勉手当についても年間 0.05 月引上げを行う。
令和 7 年度は、12 月支給率を 0.05 月分引上げ、令和 8 年度以降は、6 月と 12 月支給分をそれぞれ 0.025 月分引上げ支給する。

		6 月期	12 月期
令和 7 年度	期末手当	0.95 月 (支給済み)	<u>0.975 月 (現行 0.95 月)</u>
	勤勉手当	0.875 月 (支給済み)	<u>0.9 月 (現行 0.875 月)</u>
令和 8 年度 以降	期末手当	<u>0.9625 月</u>	<u>0.9625 月</u>
	勤勉手当	<u>0.8875 月</u>	<u>0.8875 月</u>

3. 施行期日等

令和 7 年 12 月 1 日から施行する。なお、月例給の引上げ、宿日直手当及び通勤手当の改定は令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

令和 8 年度以降の期末手当及び勤勉手当の改定及び通勤手当の距離区分新設の改定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議第 62 号

令和 7 年人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例について

令和 7 年人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 11 月 20 日 提 出

王 滝 村 長 越 原 道 廣

令和 7 年 月 日 決

王滝村議会議長 下 出 謙 介

(別紙)

令和7年人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例(案)

(議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 議会の議員の議員報酬並びに費用弁償等に関する条例(昭和31年王滝村条例第6号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第5条第2項中「100分の182.5」を「100分の187.5」に改める。
- (2) 第5条第2項中「100分の187.5」を「100分の185.0」に改める。

(特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例(昭和40年王滝村条例第11号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第2条第2項ただし書中「100分の125.0」を「100分の127.5」に、「100分の182.5」を「100分の187.5」に改める。
- (2) 第2条第2項ただし書中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の187.5」を「100分の185.0」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和40年王滝村条例第7号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第18条第1号ただし書を削り、同条第2号ウ中「7,100円」を「7,300円」に改め、同号エ中「10,000円」を「10,400円」に改め、同号オ中「12,900円」を「13,500円」に改め、同号カ中「15,800円」を「16,600円」に改め、同号キ中「18,700円」を「19,700円」に改め、同号ク中「21,600円」を「22,800円」に改め、同号ケ中「24,400円」を「25,900円」に改め、同号コ中「26,200円」を「29,100円」に改め、同号サ中「28,000円」を「32,300円」に改め、同号シ中「29,800円」を「35,500円」に改め、同号ス中「31,600円」を「38,700円」に改め、同条第3号中「(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額の合計額が 15 万円を超える職員の通勤手当の額は、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15 万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第 25 条第 2 項中「4,400 円」を「4,700 円」に改める。

第 28 条第 1 項中「100 分の 125.0」を「100 分の 127.5」に、「100 分の 105.0」を「100 分の 107.5」に改め、同条第 2 項中「100 分の 125.0」を「100 分の 127.5」に、「100 分の 70.0」を「100 分の 72.5」に、「100 分の 105.0」を「100 分の 107.5」に、「100 分の 60.0」を「100 分の 62.5」に改める。

第 31 条第 1 項第 1 号中「100 分の 105.0」を「100 分の 107.5」に、「100 分の 125.0」を「100 分の 127.5」に改め、同項第 2 号中「100 分の 50.0」を「100 分の 52.5」に、「100 分の 60.0」を「100 分の 62.5」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 5 条関係）

【行政職給料表】

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	

10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200

37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600

64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300	
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600	
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800	
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000	
86	266,200	305,800	355,700			
87	266,500	306,100	356,100			
88	266,800	306,400	356,500			
89	267,100	306,700	356,700			
90	267,400	307,000	357,100			

91	267,700	307,300	357,500			
92	268,000	307,600	357,900			
93	268,300	307,800	358,100			
94		308,000	358,400			
95		308,300	358,800			
96		308,700	359,100			
97		308,900	359,400			
98		309,200	359,800			
99		309,500	360,200			
100		309,900	360,600			
101		310,100	361,100			
102		310,400	361,500			
103		310,700	361,900			
104		311,000	362,300			
105		311,200	362,800			
106		311,500	363,200			
107		311,800	363,500			
108		312,100	363,800			
109		312,300	364,200			
110		312,600				
111		313,000				
112		313,300				
113		313,500				
114		313,700				
115		314,000				
116		314,400				
117		314,600				

	118		314,800				
	119		315,100				
	120		315,400				
	121		315,700				
	122		315,900				
	123		316,200				
	124		316,500				
	125		316,800				
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	

別表第1の2を次のように改める。

【医療職給料表（一）】

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	305,600	415,600	470,300	566,200	613,700
	2	307,900	418,300	472,300	572,300	619,500
	3	310,200	420,900	474,200	577,400	624,500
	4	312,400	423,300	476,100	582,100	628,800
	5	314,500	425,600	477,500	586,400	632,800
	6	318,000	427,800	479,200	590,700	636,200
	7	321,500	429,800	481,000	594,100	639,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000	641,800
	9	328,300	434,000	484,600	599,500	
10	331,800	435,500	486,300	601,800		

11	335,200	437,000	488,100		
12	338,600	438,500	489,900		
13	342,000	439,900	491,700		
14	345,500	441,300	493,400		
15	348,900	442,800	495,200		
16	352,300	444,200	497,000		
17	355,700	445,500	498,800		
18	358,800	447,000	500,700		
19	362,000	448,400	502,600		
20	365,200	449,800	504,500		
21	368,500	451,100	506,400		
22	371,600	452,600	508,100		
23	374,700	454,000	509,900		
24	377,700	455,400	511,700		
25	380,800	456,800	513,300		
26	383,100	458,200	515,100		
27	385,400	459,500	516,900		
28	387,600	460,900	518,400		
29	389,500	462,300	519,800		
30	391,200	463,600	521,500		
31	392,900	465,000	523,300		
32	394,700	466,400	525,000		
33	396,400	467,700	526,500		
34	398,200	469,100	527,800		
35	399,800	470,400	529,100		
36	401,100	471,800	530,400		
37	402,500	473,200	531,400		

38	403,900	474,900	532,700		
39	405,300	476,500	534,000		
40	406,700	478,000	535,300		
41	408,200	479,600	536,300		
42	408,900	480,800	537,100		
43	409,500	481,900	537,900		
44	410,100	483,000	538,700		
45	410,900	484,000	539,600		
46	411,500	484,900	540,400		
47	412,100	485,800	541,200		
48	412,600	486,600	541,900		
49	413,100	487,300	542,700		
50	413,500	488,000	543,500		
51	414,000	488,700	544,200		
52	414,400	489,300	545,100		
53	414,800	489,900	546,000		
54	415,100	490,600	546,800		
55	415,400	491,200	547,700		
56	415,800	491,800	548,600		
57	416,100	492,100	549,400		
58	416,500	492,700	550,200		
59	416,800	493,300	551,000		
60	417,200	494,000	551,700		
61	417,600	494,400	552,500		
62	417,900	495,000	553,400		
63	418,200	495,700	554,300		
64	418,500	496,400	555,200		

	65	418,800	496,800	556,000		
	66		497,400	556,900		
	67		498,000	557,800		
	68		498,500	558,700		
	69		499,000	559,500		
	70		499,500	560,400		
	71		500,000	561,300		
	72		500,500	562,200		
	73		500,900	563,000		
	74		501,400			
	75		501,800			
	76		502,200			
	77		502,700			
	78		503,300			
	79		503,800			
	80		504,200			
	81		504,700			
	82		505,300			
	83		505,900			
	84		506,400			
	85		506,900			
定年前再任用 短時間勤務職 員	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	
	312,900	356,500	412,800	488,500	590,500	

(2) 第 18 条第 2 号スを次のように改める。

ス 使用距離が片道 60 キロメートル以上 65 キロメートル未満である職員 38,700 円
第 18 条第 2 号に次のように加える。

- セ 使用距離が片道 65 キロメートル以上 70 キロメートル未満である職員 42,200 円
- ソ 使用距離が片道 70 キロメートル以上 75 キロメートル未満である職員 45,700 円
- タ 使用距離が片道 75 キロメートル以上 80 キロメートル未満である職員 49,200 円
- チ 使用距離が片道 80 キロメートル以上 85 キロメートル未満である職員 52,700 円
- ツ 使用距離が片道 85 キロメートル以上 90 キロメートル未満である職員 56,200 円
- テ 使用距離が片道 90 キロメートル以上 95 キロメートル未満である職員 59,600 円
- ト 使用距離が片道 95 キロメートル以上 100 キロメートル未満である職員 63,000 円
- ナ 使用距離が片道 100 キロメートル以上である職員 66,400 円

第 28 条第 1 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 126.25」に、「100 分の 107.5」を「100 分の 106.25」に改め、同条第 2 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 126.25」に、「100 分の 72.5」を「100 分の 71.25」に、「100 分の 107.5」を「100 分の 106.25」に、「100 分 62.5」を「100 分の 61.25」に改める。

第 31 条第 1 項第 1 号中「100 分の 107.5」を「100 分の 106.25」に、「100 分の 127.5」を「100 分の 126.25」に改め、同項第 2 号中「100 分の 52.5」を「100 分の 51.25」に、「100 分の 62.5」を「100 分の 61.25」に改める。

(王滝村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第 4 条 王滝村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 29 年王滝村条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

(1) 第 4 条第 1 項の表を次のように改める。

号俸	給料月額（円）
1	287,000
2	324,000
3	366,000
4	413,000
5	466,000
6	526,000

7	594,000
---	---------

第5条第2項中「100分の125.0」を「100分の127.5」に、「100分の95」を「100分の97.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の87.5」を「100分の90.0」に改める。

(2) 第5条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の90.0」を「100分の88.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は令和7年12月1日から施行する。ただし、第1条第2号、第2条第2号、第3条第2号、第4条第2号の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第3条第1号の規定（一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第28条第1項、第2項、第31条第1項第1号及び同項第2号の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定及び第4条第1号の規定（王滝村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第5条第2項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の関係条例の規定の適用する場合には、第1条第1号、第2条第1号、第3条第1号、第4条第1号の規定による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例、給与条例、任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の関係条例の規定による給与の内払とみなす。

**議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
新旧対照表**

第1条（1）議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年王滝村条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（期末手当） 第5条（略）</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在（同項後段に規定する者にあつては任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期満了の日現在）において受けるべき報酬の月額及びその月額に100分の30を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の187.5</u>を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4）（略）</p>	<p>（期末手当） 第5条（略）</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在（同項後段に規定する者にあつては任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期満了の日現在）において受けるべき報酬の月額及びその月額に100分の30を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の182.5</u>を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4）（略）</p>

第1条（2）議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年王滝村条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（期末手当） 第5条（略）</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在（同項後段に規定する者にあつては任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期満了の日現在）において受けるべき報酬の月額及びその月額に100分の30を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の185.0</u>を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4）（略）</p>	<p>（期末手当） 第5条（略）</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在（同項後段に規定する者にあつては任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期満了の日現在）において受けるべき報酬の月額及びその月額に100分の30を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の187.5</u>を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4）（略）</p>

**特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について
新旧対照表**

第2条（1） 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の額) 第2条 (略) 2 常勤の職員の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給額は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年王滝村条例第14号）の適用を受ける一般職の職員の例により算出される額とする。ただし、同条例第28条第1項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の187.5</u>」とする。この場合において、期末手当については、給料月額及びその額に100分の30を乗じて得た額の合計額を給料月額とする。</p>	<p>(給与の額) 第2条 (略) 2 常勤の職員の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給額は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年王滝村条例第14号）の適用を受ける一般職の職員の例により算出される額とする。ただし、同条例第28条第1項中「<u>100分の125.0</u>」とあるのは「<u>100分の182.5</u>」とする。この場合において、期末手当については、給料月額及びその額に100分の30を乗じて得た額の合計額を給料月額とする。</p>

第2条（2） 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の額) 第2条 (略) 2 常勤の職員の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給額は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年王滝村条例第14号）の適用を受ける一般職の職員の例により算出される額とする。ただし、同条例第28条第1項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の185.0</u>」とする。この場合において、期末手当については、給料月額及びその額に100分の30を乗じて得た額の合計額を給料月額とする。</p>	<p>(給与の額) 第2条 (略) 2 常勤の職員の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給額は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年王滝村条例第14号）の適用を受ける一般職の職員の例により算出される額とする。ただし、同条例第28条第1項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の187.5</u>」とする。この場合において、期末手当については、給料月額及びその額に100分の30を乗じて得た額の合計額を給料月額とする。</p>

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
新旧対照表

第3条（1）一般職の職員の給与に関する条例（昭和40年王滝村条例7号）の一部を次のように改正する

改正後	改正前
<p>（通勤手当の額）</p> <p>第18条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>（1）前条第1号に掲げる職員 支給単位期間につき村長が定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号において「<u>運賃等相当額</u>」という。）。</p> <p>（2）前条第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して村長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に村長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,300円</u></p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,400円</u></p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>13,500円</u></p> <p>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>16,600円</u></p> <p>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>19,700円</u></p> <p>ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>22,800円</u></p> <p>ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>25,900円</u></p> <p>コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>29,100円</u></p> <p>サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>32,300円</u></p>	<p>（通勤手当の額）</p> <p>第18条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>（1）前条第1号に掲げる職員 支給単位期間につき村長が定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号において「<u>運賃等相当額</u>」という。）。<u>ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円を支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</u></p> <p>（2）前条第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して村長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に村長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,100円</u></p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,000円</u></p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>12,900円</u></p> <p>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>15,800円</u></p> <p>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>18,700円</u></p> <p>ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>21,600円</u></p> <p>ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>24,400円</u></p> <p>コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>26,200円</u></p> <p>サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>28,000円</u></p>

改正後	改正前
<p>シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>35,500円</u> ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>38,700円</u></p> <p>(3) 前条第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して村長が定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p><u>2 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(宿日直手当)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 宿日直手当の額は、宿日直勤務1回につき、<u>4,700円</u>とする。ただし、その勤務時間が5時間未満の場合は、100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(期末手当の額)</p> <p>第28条 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額(特定管理職員にあつては、<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(勤勉手当の額)</p>	<p>シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>29,800円</u> ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>31,600円</u></p> <p>(3) 前条第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して村長が定める区分に応じ、前2号に定める額 <u>(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</u>、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p>(宿日直手当)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 宿日直手当の額は、宿日直勤務1回につき、<u>4,400円</u>とする。ただし、その勤務時間が5時間未満の場合は、100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(期末手当の額)</p> <p>第28条 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125.0</u>を乗じて得た額(特定管理職員にあつては、<u>100分の105.0</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125.0</u>」とあるのは、「<u>100分の70.0</u>」と、「<u>100分の105.0</u>」とあるのは「<u>100分の60.0</u>」とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(勤勉手当の額)</p>

改正後	改正前
<p>第31条 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が村長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前条の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の107.5</u>（特定管理職員にあっては<u>100分の127.5</u>）を乗じて得た金額の総額を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前条の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>100分の52.5</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の62.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>2・3 (略)</p> <p>給与表 (略)</p>	<p>第31条 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が村長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前条の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の105.0</u>（特定管理職員にあっては<u>100分の125.0</u>）を乗じて得た金額の総額を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前条の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>100分の50.0</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の60.0</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>2・3 (略)</p> <p>給与表 (略)</p>

第3条（2）一般職の職員の給与に関する条例（昭和40年王滝村条例7号）の一部を次のように改正する

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(通勤手当の額)</p> <p>第18条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前条第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して村長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に村長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア～シ (略)</p> <p>ス <u>使用距離が片道60キロメートル以上65キロメートル未満である職員</u> 38,700円</p> <p>セ <u>使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員</u> 42,200円</p>	<p style="text-align: center;">(通勤手当の額)</p> <p>第18条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前条第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して村長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に村長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア～シ (略)</p> <p>ス <u>使用距離が片道60キロメートル以上である職員</u> 38,700円</p>

- ノ 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員 45,700円
- タ 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員 49,200円
- チ 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員 52,700円
- ツ 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員 56,200円
- テ 使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員 59,600円
- ト 使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員 63,000円
- ナ 使用距離が片道100キロメートル以上である職員 66,400円

(3) (略)

2 (略)

(期末手当の額)

第28条 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の126.25を乗じて得た額（特定管理職員にあっては、100分の106.25を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

2 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは、「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」とする。

3～5 (略)

(勤勉手当の額)

第31条 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が村長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前条の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の106.25（特定管理職員にあっては100分の126.25）を乗じて得た金額の総額を乗じて得た額の総額

(3) (略)

2 (略)

(期末手当の額)

第28条 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の127.5を乗じて得た額（特定管理職員にあっては、100分の107.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

2 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは、「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

3～5 (略)

(勤勉手当の額)

第31条 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が村長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前条の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の107.5（特定管理職員にあっては100分の127.5）を乗じて得た金額の総額を乗じて得た額の総額

(2) 前条の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、100分の51.25（特定管理職員にあつては、100分の61.25）を乗じて得た額の総額
2・3 (略)

(2) 前条の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、100分の52.5（特定管理職員にあつては、100分の62.5）を乗じて得た額の総額
2・3 (略)

王滝村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
新旧対照表

第4条（1）王滝村一般任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成29年王滝村条例第12号）

改正後		改正前	
(特定任期付職員の給与に関する特例)		(特定任期付職員の給与に関する特例)	
第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。		第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。	
号俸	給料月額（円）	号俸	給料月額（円）
1	287,000	1	279,000
2	324,000	2	312,000
3	366,000	3	350,000
4	413,000	4	388,000
5	466,000	5	431,000
6	526,000	6	479,000
7	594,000	7	533,000
2～4	(略)	2～4	(略)

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する一般職給与条例第3条第1項、第25条の2第1項、第28条第1項及び第31条第1項第2号の規定の適用については、一般職給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び王滝村一般職の任期付職員の採用等に関する条例第25条の2第1項において「任期付職員条例」という。」第4条の規定」と、一般職給与条例第25条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員及び任期付職員条例第4条第1項に規定する特定任期付職員(第24条の3において「特定任期付職員」という。)である職員が」と、「当該」とあるのは「これらの」と、一般職給与条例第28条第1項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」と、一般職給与条例第31条第1項第2号中「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の90.0</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する一般職給与条例第3条第1項、第25条の2第1項、第28条第1項及び第31条第1項第2号の規定の適用については、一般職給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び王滝村一般職の任期付職員の採用等に関する条例第25条の2第1項において「任期付職員条例」という。」第4条の規定」と、一般職給与条例第25条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員及び任期付職員条例第4条第1項に規定する特定任期付職員(第24条の3において「特定任期付職員」という。)である職員が」と、「当該」とあるのは「これらの」と、一般職給与条例第28条第1項中「<u>100分の125.0</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、一般職給与条例第31条第1項第2号中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」とする。</p>

第4条(1) 王滝村一般任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成29年王滝村条例第12号)

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する一般職給与条例第3条第1項、第25条の2第1項、第28条第1項及び第31条第1項第2号の規定の適用については、一般職給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び王滝村一般職の任期付職員の採用等に関する条例第25条の2第1項において「任期付職員条例」という。」第4条の規定」と、一般職給与条例第25条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員及び任期付職員条例第4条第1項に規定する特定任期付職員(第24条の3において「特定任期付職員」という。)である職員が」と、「当該」とあるのは「これらの」と、一般職給与条例第28条第1項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の96.25</u>」と、一般職給与条例第31条第1項第2号中「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の88.75</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する一般職給与条例第3条第1項、第25条の2第1項、第28条第1項及び第31条第1項第2号の規定の適用については、一般職給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び王滝村一般職の任期付職員の採用等に関する条例第25条の2第1項において「任期付職員条例」という。」第4条の規定」と、一般職給与条例第25条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員及び任期付職員条例第4条第1項に規定する特定任期付職員(第24条の3において「特定任期付職員」という。)である職員が」と、「当該」とあるのは「これらの」と、一般職給与条例第28条第1項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」と、一般職給与条例第31条第1項第2号中「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の90.0</u>」とする。</p>